

令和2年2月21日
自動車局整備課

STOP違法整備！あなたのクルマは違法に整備されていませんか？ 分解整備を伴う車検や点検整備を依頼する際は、国の認証を受けた整備工場へ

自動車の「分解整備」を違法に行う事業者の情報収集を行うとともに、自動車ユーザーへの周知・啓発のため、自動車整備の委託先に関するアンケート調査を実施します。

自動車ユーザーの多くは、車検や点検整備を『自動車整備のプロフェッショナル』である国の認証を受けた整備工場へ委託しています。しかしながら、本来、国の認証を受けなければ行うことができない「分解整備」を、認証を受けないで行う違法事業者（未認証工場）が存在し、これまでに、不適切な整備作業が行われた例や、実際には整備を行っていないにもかかわらず、行ったように装う例も報告されているところです。

このように、未認証工場による分解整備作業は、安全上の問題があるばかりでなく、自動車ユーザーは国の認証を受けた整備工場へ委託したと誤認している可能性が高いことから、国土交通省では、国の認証を受けた整備工場以外に整備作業を委託したユーザーに対し、別紙1により、未認証行為の違法性等を周知するとともに、その実態を把握するため、自動車整備の委託先に関するアンケート調査（別紙2）を実施しているところです。

今年度は、令和元年11月又は12月に車検を受検したユーザー約9万5千人を対象に実施します。

【参考】平成30年度調査結果

Q あなたは誰に車検を依頼しましたか？※

※ 車検時の点検整備は、通常、分解整備を伴うため、認証工場へ依頼することが一般的。

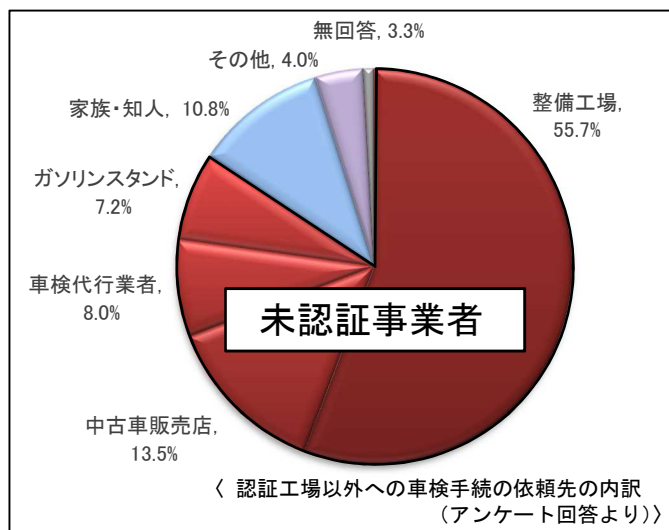
アンケート対象（約12万人）：

- ・ 認証を受けた整備工場（認証工場）、又は
- ・ 使用者本人

以外の者（ユーザー車検代行事業者など）が
車検手続を行った車両の使用者

結果・考察：

- ・ 8割超が、本来、分解整備を行ってはならない整備工場、中古車販売店、車検代行業者、ガソリンスタンドへ依頼。
- ・ 「整備工場へ委託した」と回答したユーザーは、認証工場と未認証工場を混同しているおそれ。



【問い合わせ先】

自動車局整備課 田辺、稲田

代表：03-5253-8111（内線42428）、直通：03-5253-8600、FAX：03-5253-1639